平成21年11月20日
第2132号
毎週火・金曜日発行

秋田県公報

■　目　次　■

告　示
○県議会定例会の招集（５１９・財政課）……1
○生活保護法による指定医療機関の事業の廃止（５２０・福祉政策課）……1
○生活保護法による医療機関の指定（５２１・福祉政策課）……2
○生活保護法による指定医療機関の変更（５２２・福祉政策課）……2
○優良図書の推奨（５２３・県民文化政策課）……2
○青少年に有害な図書類の指定（５２４・県民文化政策課）……3
○保安林の指定解除予定通知（５２５・水と緑の森づくり課）……3
○指定施業要件変更予定通知（５２６・水と緑の森づくり課）……3
○道路の供用開始（５２７、５２８・平鹿地域振興局建設部）……4
公　告
○土地改良区の役員の就任の届出（北秋田地域振興局農林部）……5
○土地改良区の定款変更の認可（北秋田地域振興局農林部）……5
○土地改良区の役員の退任の届出（秋田地域振興局農林部）……5
○特定調達契約に係る落札者の決定（警察本部会計課）……5
公安委員会規則
○銃砲刀剣類所持等取締法第12条の３の規定に基づく診断を行う医師の指定に関する規則の一部を改正する規則（１１・生活環境課）……6
公安委員会告示
○銃砲刀剣類所持等取締法第４条の３第２項及び同法第12条の３の規定に基づく診断を行う医師の指定に関する規則に基づく医師の指定（１３２・生活環境課）……6

告　　示

秋田県告示第519号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第102条第２項の規定に基づき、平成21年11月27日に、秋田県議会定例会を秋田市に招集する。

平成21年11月20日

秋田県知事　佐　竹　敬　久

秋田県告示第520号

生活保護法（昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成６年法律第30号）第14条第４項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。以下同じ。）第50条の２の規定により、次のとおり指定医療機関から事業の廃止の届出があったので、同法第55条の２第２号の規定に基づき、告示する。

平成21年11月20日

秋田県知事　佐　竹　敬　久

名　　称	開設者氏名又は名称	所　在　地	廃止年月日
北秋田市立阿仁病院	北秋田市長	北秋田市阿仁銀山字下新町128	平成21年９月30日
猪野歯科医院	猪野　慶	大館市御成町３－７－17　大館ビル内	平成21年10月１日
猪股医院	猪股　テイ	由利本荘市給人町６番地の２	平成21年８月８日

医療法人　谷本歯科クリニック	医療法人　谷本歯科クリニック　理事長	鹿角郡小坂町小坂鉱山字栗平19－14	平成21年８月31日

秋田県告示第521号

生活保護法（昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成６年法律第30号）第14条第４項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。以下同じ。）第49条の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第55条の２第１号の規定に基づき、告示する。

平成21年11月20日

秋田県知事　佐　竹　敬　久

名　　称	開設者氏名又は名称	所　在　地	サービスの種類	指定年月日
鈴木小児科	鈴木　隆	由利本荘市一番堰117－17	小児科	平成21年10月１日
池田薬局　たで沼店	池田薬品商事株式会社　代表取締役	由利本荘市一番堰117－14	調剤薬局	平成21年10月１日
大越薬局	有限会社　大越調剤薬局　代表取締役	由利本荘市上横町27番地	調剤薬局	平成21年10月１日
北秋田市立阿仁診療所	北秋田市長	北秋田市阿仁銀山字下新町128	内科、小児科、外科、リハビリテーション科、歯科口腔外科	平成21年10月１日
猪股医院	猪股　正秋	由利本荘市給人町６番地の２	内科	平成21年８月９日
谷本歯科クリニック	谷本　淳	鹿角郡小坂町小坂鉱山字栗平19－14	歯科	平成21年９月１日
ぽんてん調剤薬局	丸藤　真弓	由利本荘市東梵天192－４	調剤薬局	平成21年11月１日

秋田県告示第522号

生活保護法（昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成６年法律第30号）第14条第４項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。以下同じ。）第50条の２の規定により、次のとおり指定医療機関から変更の届出があったので、同法第55条の２第２号の規定に基づき、告示する。

平成21年11月20日

秋田県知事　佐　竹　敬　久

名　　称	開設者氏名又は名称	所　在　地	変更事項（名称）		変更年月日
			変更前	変更後	
アイセイ薬局　角館店	有限会社　東北メディスン　代表取締役	仙北市角館町上野４－１	角館薬局	アイセイ薬局　角館店	平成21年11月１日

秋田県告示第523号

秋田県青少年の健全育成と環境浄化に関する条例（昭和53年秋田県条例第33号）第５条の２第１項の規定により、次の図書を優良な図書として推奨し、平成21年11月20日から施行する。

平成21年11月20日

秋田県知事　佐　竹　敬　久

図書

1　題　名	絵本「北の牧場こまるワニ」
2　著　者	阿部隆三
3　推奨年月日	平成21年11月11日
4　推奨理由	秋田の四季を模したとされる風景を背景とし、動物の親子の情愛・生命力が鮮やかに描かれている。 また、周囲とは違う存在であっても成長後に社会で大きな活躍ができることを示唆し、青少年の健全な心身の育成に資すると認められる。

秋田県告示第524号

秋田県青少年の健全育成と環境浄化に関する条例（昭和53年秋田県条例第33号）第９条第１項の規定により、次の図書を青少年に有害な図書類として指定し、平成21年11月20日から施行する。

平成21年11月20日

秋田県知事　佐　竹　敬　久

図書

指定番号	図　書　名	発　行　所	指　定　理　由
10602	ビーボーイゴールド　2009　12月号	リブレ出版	著しく青少年の性的感情を刺激し、及び著しく青少年の粗暴性又は残虐性を誘発し、又は助長し、その健全な育成を阻害するおそれがある。
10603	コミックアムール　2009　12月号	サン出版	
10604	裏ネタJACK12月号	ダイアプレス	
10605	裏モノJAPAN12月号	鉄人社	
10606	週間実話　11月12日号	日本ジャーナル出版	
10607	TAT　TOO	マイウエイ出版	
10608	遊名人	アンチ・メデイア	
10609	i-doloid　visTa８	コアマガジン	

秋田県告示第525号

農林水産大臣から次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定に基づき、告示する。

平成21年11月20日

秋田県知事　佐　竹　敬　久

1　解除予定保安林の所在場所　　北秋田郡上小阿仁村（国有林。次の図に示す部分に限る。）
2　保安林として指定された目的　　水源のかん養
3　解除の理由　　道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を農林水産部水と緑の森づくり課及び北秋田地域振興局農林部並びに上小阿仁村役場に備え置いて縦覧に供する。）

秋田県告示第526号

農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の３において準用する同法第30条の規定に基づき、告示する。

平成21年11月20日

秋田県知事　佐　竹　敬　久

1⑴　指定施業要件変更予定保安林の所在場所　　湯沢市・雄勝郡羽後町・雄勝郡東成瀬村（以上１市１町１村国有

林。次の図に示す部分に限る。）

(2)　保安林として指定された目的　　水源のかん養

(3)　変更後の指定施業要件

ア　立木の伐採の方法

(ア)　次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。

湯沢市・羽後町・東成瀬村（以上１市１町１村国有林。次の図に示す部分に限る。）

(イ)　次の森林については、主伐は、択伐による。

湯沢市・羽後町・東成瀬村（以上１市１町１村国有林。次の図に示す部分に限る。）

(ウ)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(エ)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(オ)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ　立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種　　次のとおりとする。

2(1)　指定施業要件変更予定保安林の所在場所　　湯沢市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(2)　保安林として指定された目的　　土砂の流出の防備

(3)　変更後の指定施業要件

ア　立木の伐採の方法

(ア)　次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。

湯沢市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(イ)　次の森林については、主伐は、択伐による。

湯沢市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(ウ)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(エ)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(オ)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ　立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種　　次のとおりとする。

3(1)　指定施業要件変更予定保安林の所在場所　　湯沢市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(2)　保安林として指定された目的　　公衆の保健

(3)　変更後の指定施業要件

ア　立木の伐採の方法

(ア)　次の森林については、主伐は、択伐による。

湯沢市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(イ)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ　立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種　　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を農林水産部水と緑の森づくり課、雄勝地域振興局農林部並びに湯沢市役所及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

秋田県告示第527号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第２項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

平成21年11月20日

秋田県知事　佐　竹　敬　久

1　供用開始の区間

道路の種類	路 線 名	区　　間
県　　道	大曲大森羽後線	横手市大森町袴形字影取246番から字小出157番２まで

2　供用開始の期日　平成21年11月20日

3　供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

(1)　場所　平鹿地域振興局建設部用地課
(2)　期間　平成21年11月20日から同年12月３日まで

秋田県告示第528号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第２項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

平成21年11月20日

秋田県知事　佐　竹　敬　久

1　供用開始の区間

道路の種類	路 線 名	区　　間
県　　道	横手東成瀬線	横手市山内三又字男鹿野26番２から29番５まで
	横手東成瀬線	横手市山内三又字甲下村36番１から35番２まで

2　供用開始の期日　平成21年11月20日
3　供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間
(1)　場所　平鹿地域振興局建設部用地課
(2)　期間　平成21年11月20日から同年12月３日まで

公　　告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、北秋田市鷹巣土地改良区から次のとおり役員の就任の届出があったので、同条第17項の規定に基づき、公告する。

平成21年11月20日

秋田県知事　佐　竹　敬　久

就任理事の住所及び氏名
北秋田市今泉字今泉57番地　　成　田　捷太郎

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第２項の規定により、北秋田市鷹巣土地改良区から申請があった定款変更について、平成21年11月13日認可したので、同条第３項の規定に基づき、公告する。

平成21年11月20日

秋田県知事　佐　竹　敬　久

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、八郎潟西部土地改良区連合から次のとおり役員の退任の届出があったので、同条第17項の規定に基づき、公告する。

平成21年11月20日

秋田県知事　佐　竹　敬　久

退任理事の住所及び氏名
男鹿市払戸字小深見132の１番地　　石　井　正　敏

特定調達契約について次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成７年政令第372号）第11条の規定に基づき、公示する。

平成21年11月20日

秋田県知事　佐　竹　敬　久

1　落札に係る委託の名称及び数量
　秋田県警察通信指令システム緊急配備指揮支援システム更新等委託　一式
2　契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
　秋田県警察本部会計課　秋田市山王四丁目１番５号
3　落札者を決定した日
　平成21年11月２日
4　落札者の名称及び住所

富士通株式会社秋田支店　秋田市中通二丁目３番８号

５　落札金額

89,250,000円

６　契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

７　一般競争入札の公告を行った日

平成21年９月18日

公安委員会規則

秋田県公安委員会規則第11号

銃砲刀剣類所持等取締法第12条の３の規定に基づく診断を行う医師の指定に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成21年11月20日

秋田県公安委員会委員長　柴　田　寛　彦

銃砲刀剣類所持等取締法第12条の３の規定に基づく診断を行う医師の指定に関する規則の一部を改正する規則

銃砲刀剣類所持等取締法第12条の３の規定に基づく診断を行う医師の指定に関する規則（平成21年秋田県公安委員会規則第８号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

銃砲刀剣類所持等取締法第４条の３第２項及び同法第12条の３の規定に基づく診断を行う医師の指定に関する規則

第１条中「第12条の３」を「第４条の３第２項及び同法第12条の３」に改める。

第２条第１項の表中「第５条第１項第２号」を「第５条第１項第３号」に、「第５条の２第３号」を「第８条第３号」に、「第３号及び第４号」を「第４号及び第５号」に改める。

附　則

この規則は、平成21年12月４日から施行する。

公安委員会告示

秋田県公安委員会告示第132号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第６号）第４条の３第２項及び同法第12条の３の規定に基づく診断を行う医師の指定に関する規則（平成21年秋田県公安委員会規則第８号）第２条の規定に基づき次の医師を指定したので、同規則第３条の規定により告示する。

平成21年11月20日

秋田県公安委員会委員長　柴　田　寛　彦

医師の氏名	勤務する病院名	病院の所在地	診断の対象者
平野　敬之	大館市立総合病院神経精神科	秋田県大館市豊町３番１号	銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第６号）第５条第１項第３号の政令で定める病気（銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第８条第３号に定める病気を除く。）にかかっている者並びに同法第５条第１項第４号及び第５号に掲げる者
清水　徹男	秋田大学大学院医学系研究科病態制御医学系精神科学講座	秋田県秋田市広面字蓮沼44番地２	
杉田　多喜男	横手興生病院	秋田県横手市根岸町８番21号	
澤石　由記夫	秋田県小児療育センター	秋田県秋田市八橋南一丁目１番３号	銃砲刀剣類所持等取締法施行令第８条第３号に定める病気にかかっている者
稲庭　千弥子	今村病院	秋田県秋田市下新城中野字琵琶沼124番地１	介護保険法（平成９年法律第123号）第８条第16項に規定する認知症である者

菅原　純哉	秋田大学医学部附属病院精神科	秋田県秋田市広面字蓮沼44番地２	
杉田　多喜男	横手興生病院	秋田県横手市根岸町８番21号	

発 行 者　秋　田　県　秋田市山王四丁目１番１号
購読料金　一ヶ月 3,675円（税込み）
印 刷 所　株式会社　松原印刷社　秋田市山王七丁目５番29号
電話：018－862－8766　FAX：018－863－0005
URL http://www.matsubarainsatsu.co.jp/
印 刷 者　松原　繁雄　秋田市山王七丁目５番29号